

静岡県告示第644号

静岡県漁業調整規則（昭和39年静岡県規則第17号）第9条第4項の規定に基づき、さばすくい網漁業及び棒受網漁業の許可の有効期間を、同規則第25条第1項の規定に基づき、さばすくい網漁業及び棒受網漁業の定数を次のとおり定め、令和2年11月1日から施行する。

なお、さばすくい網漁業及び棒受網漁業の定数（令和元年静岡県告示第276号）は、令和2年10月31日限り廃止する。

令和2年9月18日

静岡県知事 川勝平太

1 許可の有効期間

令和2年11月1日から令和3年10月31日

2 さばすくい網漁業及び棒受網漁業の定数

		静岡県	東京都	千葉県	神奈川県	合計
		隻	隻	隻	隻	隻
さばすくい網漁業	「新トン数適用船舶」については総トン数 25 トン以上 100 トン未満、「旧トン数適用船舶」については総トン数 20 トン以上 70 トン未満(※)	3	1	1	2	7
	「新トン数適用船舶」については総トン数 25 トン未満、「旧トン数適用船舶」については総トン数 20 トン未満	12	—	9	24	45
	合計	15	1	10	26	52
棒受網漁業	「新トン数適用船舶」については総トン数 100 トン未満、「旧トン数適用船舶」については総トン数 70 トン未満(※)	9	1	6	1	17

(※)平成3年度及び平成4年度に実施した、この漁業に係る「資源管理型漁業構造再編緊急対策事業」に残存者として参加した漁業者の申請に係る船舶であって、かつ知事が特に認めた場合、「新トン数適用船舶」については総トン数150トン以下、「旧トン数適用船舶」については総トン数100トン未満とする。